

**第 2 次奈良市市民参画及び協働による  
まちづくり推進計画  
(平成 2 8 年度～平成 3 2 年度)**

**平成 2 8 年 4 月 1 日  
奈良市**



## はじめに

少子化のさらなる進行や超高齢社会の到来、そして人口の減少。日本は今後世界のどの国も体験したことのないような未知の世界に突入していくことになります。その中で、地方自治体はその役割や行政運営の在り方において大きな変革が求められています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、多くの尊い命が失われ、人々の生活基盤すべてに甚大な被害がもたらされました。その中で、人々の関係性がいかに大切かを改めて考え直すことにもなりました。

本市では平成21年7月に「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を施行、平成22年12月には、参画と協働によるまちづくりを総合的、計画的、そして具体的に進めていくため、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定し、これまで取り組んでまいりました。

今後は今以上に、市民の皆様、地域で活動されている団体、NPO法人、ボランティア、事業者、学校と協働しながらまちづくりを進めていくことが不可欠であり、第1次推進計画の成果と課題を踏まえ、このたび「第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定いたしました。市民の皆様が本市に誇りや愛着を感じ、今後も住み続けたいと思うようなまち、そして世界に誇れるようなまちにしていけるため、みんなで一緒にまちづくりを進めていきましょう。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員の皆様と、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係者の方々に心から感謝を申し上げます。



平成28年4月

奈良市長

仲川 げん

## 目 次

## 第1章 推進計画の概要

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 推進計画の趣旨 .....   | 1 |
| 2. 推進計画策定の経緯 ..... | 1 |
| 3. 推進計画の体系 .....   | 2 |
| 4. 推進計画の期間 .....   | 2 |
| 5. 推進体制と進行管理 ..... | 3 |
| 6. 実施計画 .....      | 3 |

## 第2章 現状と課題

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 社会の情勢と本市の現状 ..... | 6  |
| 2. 各主体の現状と課題 .....   | 9  |
| 3. 第1次推進計画の取組 .....  | 16 |

## 第3章 計画の推進

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 基本的な考え方 .....     | 20 |
| 2. 基本方針と施策の方向性 ..... | 22 |

## 資料

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 .....      | 27 |
| ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿 ..... | 33 |
| ・奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会設置要領 .....   | 34 |

# 第 1 章 推 進 計 画 の 概 要

## 1. 推進計画の趣旨

近年、社会を取り巻く状況の変化により、これまで行政が担ってきた公共サービスでは、多様化・複雑化する市民ニーズに対応することが難しくなってきました。また、少子・高齢社会の進展やライフスタイルの多様化に伴って自治会加入率が低下し、地域コミュニティの機能が弱まりつつあります。

一方で、大規模災害時の支援活動をはじめとして、福祉・文化・教育・環境保全など、幅広い分野で NPO・ボランティアの活動が活発化しており、公共サービスを担う存在として注目を集めています。

本市ではこのような状況を踏まえ、課題解決のためには多様な主体との協働を進めることが必要だと考え、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（以下、「条例」といいます）を制定するとともに、条例に基づく「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」（以下、「推進計画」といいます）を策定し、多様な主体と協働しながら公共サービスの提供に取り組んできました。

今回、推進計画の期間終了を迎えるに当たり、直近の状況を踏まえつつ、新たな課題に対応するために「第 2 次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定しました。

市民、公益活動団体、事業者など多様な主体と行政が、お互いを理解し、信頼関係を深め、協働してそれぞれが持っている力を高め合いながら地域の課題解決に取り組み、奈良市をより住みよいまちにしていけることが本計画の目的です。

## 2. 推進計画策定の経緯

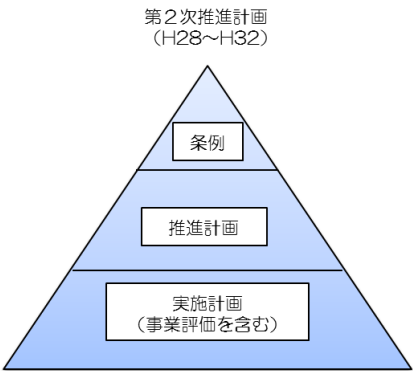
|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 平成 18 年 2 月  | 「奈良市ボランティア・NPO との協働のあり方に関する指針」策定 |
| 平成 19 年 12 月 | 「奈良市市民公益活動推進方針」策定                |
| 平成 21 年 7 月  | 「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」施行        |
| 平成 22 年 12 月 | 「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定      |
| 平成 23 年 7 月  | 「奈良市第 4 次総合計画」策定                 |
| 平成 28 年 3 月  | 「奈良市第 4 次総合計画 後期基本計画」策定          |
| 平成 28 年 4 月  | 「第 2 次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」策定 |

奈良市第 4 次総合計画において、まちづくりを進める 3 つの視点のひとつとして「協働」の視点を取り入れていることから、第 2 次推進計画では市の総合計画や主な関連計画との整合性を図りつつ、協働に関する施策を実施していきます。

3. 推進計画の体系

第2次推進計画は、条例第18条に基づき、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められた計画です。市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに見直しを行います。

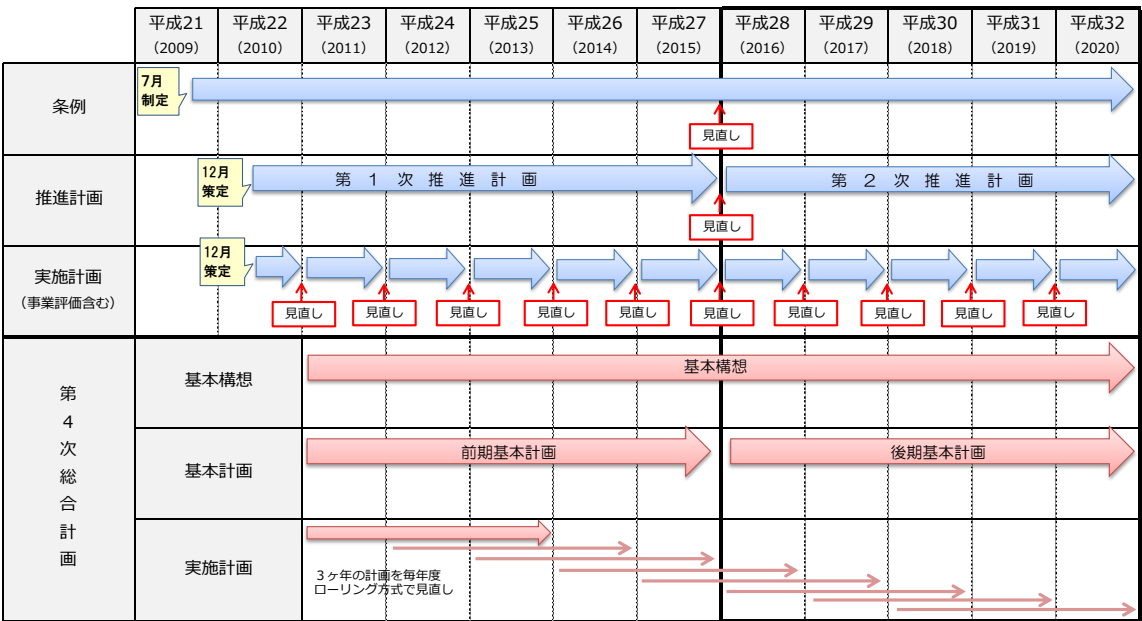
また、第2次推進計画に基づき講じる施策の実施計画（事業評価を含む）を毎年度とりまとめ、公表します。



4. 推進計画の期間

推進計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

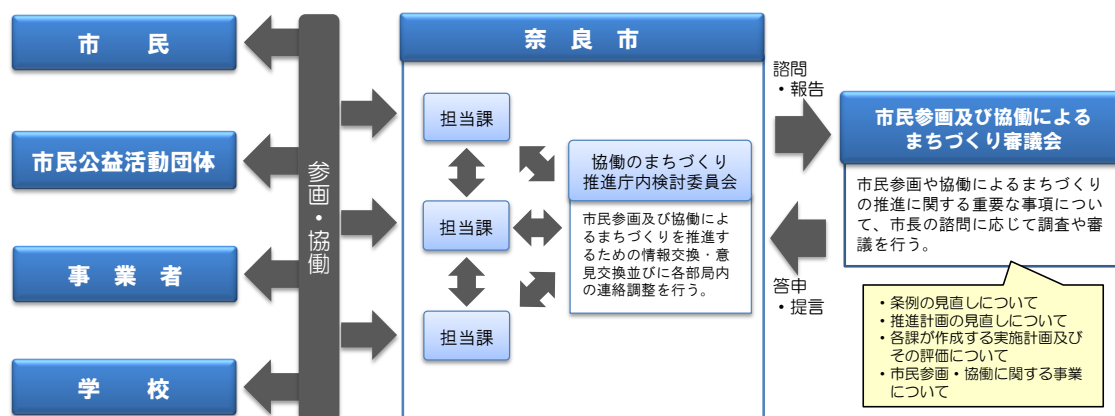
なお、今回から総合計画と第2次推進計画の計画期間を揃えることにより、一体的な運用を図ります。



## 5. 推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、部局間の連携を図り、着実かつ効率的に取組を進めていくため、「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」が協働に関する施策を総合的に推進していきます。

また、推進計画の進行管理については、条例第 20 条に基づく附属機関である「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」（以下「審議会」といいます）が状況を把握し、評価に努めます。



## 6. 実施計画

実施計画では、協働に関する施策の主な課題や成果指標の掲載、課題の解決に向けた具体的な取組や進捗状況の確認等による P D C A サイクル<sup>1</sup>を確立し、推進計画の着実な推進を図ります。

<sup>1</sup> 計画（Plan）を実行（Do）した後に、評価（Check）を行って改善（Action）に結びつけることで、その結果をさらに次の計画に活かすプロセスのことをいいます。

## 用 語 の 定 義

推進計画における各用語の定義は、条例に基づき以下のとおりとします。

### ● 市民参画

……市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわること。

### ● 協働

……市民や市民公益活動団体、事業者、学校等さまざまな主体と市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むこと。

### ● 市民

……市内に居住し、通勤し、又は通学する者。

### ● 事業者

……市内において事業を行う法人その他の団体及び個人。

### ● 学校

……学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校。

### ● 市民公益活動

……市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。

### ● 市民公益活動団体

……自治会など地縁に基づいて組織された団体（地域自治組織）や特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体など、市民公益活動を継続的に行うもの（5 ページ参照）。



## 市民公益活動団体の具体例

(注) すべての市民公益活動団体を網羅したものではありません。

| No. | 名 称          | 定 義                                                                                                            |
|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 自治会          | よりよい地域社会になるよう、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに助け合い、支え合ったり、親睦を深めたりする活動を行っている団体。                                               |
| 2   | 地区自治連合会      | 地区内の単位自治会が連合して組織された団体。単位自治会相互の連絡調整を図り、市からの連絡依頼事項の住民への周知や市政に対する住民要望事項の進達など、単位自治会の集約機能を果たす団体。                    |
| 3   | 地域婦人団体       | 地区内の女性により構成された、親睦、隣保扶助を目的とした団体。                                                                                |
| 4   | 地区万年青年クラブ連合会 | 地区内の単位万年青年クラブが連合して組織された団体。万年青年クラブとは老人クラブのことで、高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上や健康の増進のための活動、社会奉仕などの活動を行っている。           |
| 5   | 人権教育推進協議会    | 人権教育の研修を深め、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題の解決を市民一人ひとりが正しく受けとめるため、人権教育を研究推進し、基本的人権の確立をめざす地域社会づくりを目的とする団体。    |
| 6   | 中学校区地域教育協議会  | 地域で決める学校予算事業（地域全体で子どもを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする）に基づき、中学校区を単位として組織された団体。 |
| 7   | 幼稚園PTA       | 市立幼稚園ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。                                                                              |
| 8   | 小学校PTA       | 市立小学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。                                                                              |
| 9   | 中学校PTA       | 市立中学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。                                                                              |
| 10  | スポーツ協会       | スポーツ活動を通して住民の健康維持や親睦を図る団体。                                                                                     |
| 11  | 中学校区少年指導協議会  | 青少年の健全育成や非行防止のために、見守り活動や街頭指導などを行う団体。                                                                           |
| 12  | 子ども会         | 子ども達の健全育成を目的として地区内の保護者と子ども、指導者等により構成された団体。                                                                     |
| 13  | ガールスカウト      | 少女一人ひとりの自主性と、人に役立つことに喜びを感じる心を育てることを目的として活動する団体。                                                                |
| 14  | ボーイスカウト      | 心身ともに健全な青少年を育成し、奉仕の精神を養成するとともに人のために役立つ人間づくりを目的として活動する団体。                                                       |
| 15  | 地区社会福祉協議会    | 住民が抱える様々な問題や課題について協議する中で、その課題解決に向けた取り組みを地域福祉活動として具体化していく団体。                                                    |
| 16  | 地区民生児童委員協議会  | 地域住民の身近な相談相手として、必要な支援を行う民生委員・児童委員によって組織された団体。                                                                  |
| 17  | 遺族会          | 戦没者遺族の福祉増進のために活動を行う団体。                                                                                         |
| 18  | 地区赤十字奉仕団     | 赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成され、住みよい地域社会のため様々な奉仕活動に取り組む団体。                                                |
| 19  | 自主防災防犯組織     | 自分たちの地域を自分たちで守るため組織し、自主的な防災・防犯活動に取り組む団体。                                                                       |
| 20  | 女性防災クラブ      | 家庭での火災予防の知識の習得や、防火・防災意識の啓発などを目的として、地域の女性が中心となって活動している団体。                                                       |
| 21  | 消防団          | 火災や風水害等の災害、有事の際に非常勤の地方公務員として消防業務に従事する団体。                                                                       |
| 22  | NPO法人        | 「NPO」は「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。       |
| 23  | ボランティア団体     | 自主性、無報酬、公共性を重んじて主に奉仕活動を行っている団体。                                                                                |

## 第2章 現 状 と 課 題

### 1. 社会の情勢と本市の現状

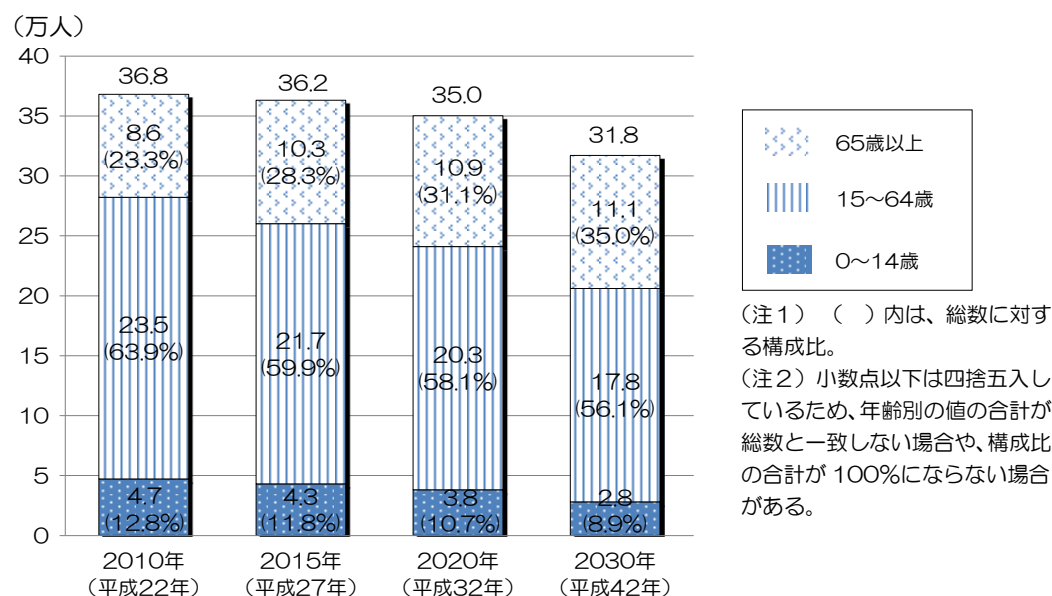
#### (1) 人口減少社会の到来と人口構造の変化

日本の総人口は、平成 20 年のピークを境として減少が続いています。一方で高齢者の増加や経済活動の担い手である生産年齢人口（15～64 歳の人口）の減少は、持続的経済成長に大きな影響を与えることが懸念されています。

本市の人口は平成 22 年時点でおおよそ 368,000 人でしたが、平成 32 年には 35 万人、平成 42 年には 318,000 人程度まで減少する見通しです（図表 1）<sup>2</sup>。年齢別でも、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が大きく減少する中で、老年人口（65 歳以上）が大きく増加し、高齢化率は平成 22 年の 23.3%が平成 32 年には 30%を超えるものと予測されています。

人口減少や高齢化の進展は、市政や地域コミュニティにも大きな影響を及ぼすことが考えられます。まず、生産年齢人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小によって、税収入が減少するとともに、社会保障費の増加が見込まれ、地方財政はますます厳しさを増すことが予想されます。これまでの行政サービスが低下する可能性も考えられ、結果として生活利便性に影響を及ぼすおそれがあります。さらに、人口減少によって町内会・自治会といった住民組織の担い手が不足し共助機能が低下するほか、地域の防災・防犯力も低下することが予想されます。

図表 1 奈良市の将来人口の見通し



<sup>2</sup> 奈良市第4次総合計画後期基本計画 17 ページ

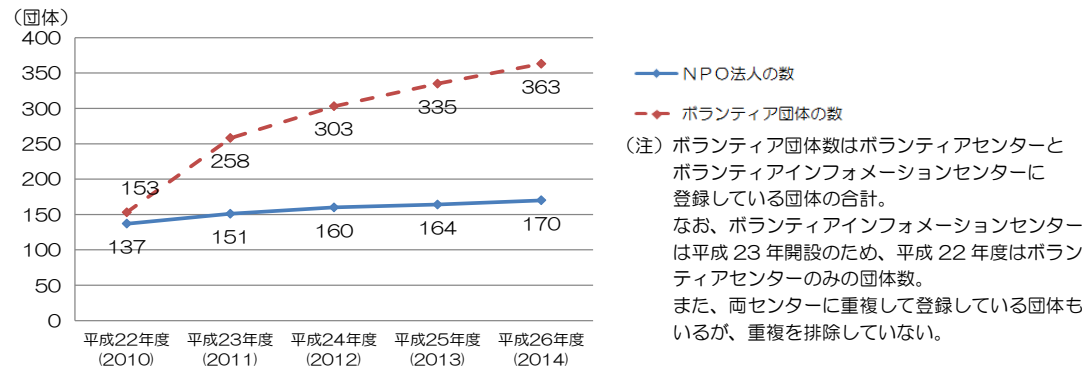
（２）公共に対する考え方の変化と新たな担い手の出現

多様な地域社会の課題や市民ニーズに対して、行政のみが公共サービスを提供するという従来の考え方が変化してきています。平成 10 年に特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されたことで、特定の目的を持った非営利活動を行う団体が法人格を取得できるようになり（NPO 法人）、地域コミュニティや行政以外の立場から社会の課題解決に向けた動きが進んでいます。

平成 26 年度末の時点で 170 の NPO 法人、360 を超えるボランティア団体が市内に存在し、多種多様な市民公益活動が展開されています（図表 2 ～ 3）。図表 2 からは NPO 法人、ボランティア団体のいずれも増加傾向にあることがわかり、本市においても市民活動が年々盛んになっていると考えられます。

また、地域社会の課題解決に向けて、市民・市民公益活動団体・事業者など様々な主体が協力して取り組むソーシャルビジネスやコミュニティビジネスが全国的に注目されています。

図表 2 市内の NPO 法人・ボランティア団体の数（各年度末現在）



図表 3 市内の NPO 法人・ボランティア団体の分野別内訳（平成 26 年度末現在）

|          | ①<br>保健・医療・福祉 | ②<br>社会教育 | ③<br>まちづくり | ④<br>観光の振興 | ⑤<br>農山漁村・中山間地域の振興 | ⑥<br>学術・文化・芸術・スポーツ | ⑦<br>環境の保全 | ⑧<br>災害救援 | ⑨<br>地域安全活動 | ⑩<br>人権の擁護・平和推進 | ⑪<br>国際協力 | ⑫<br>男女共同参画 | ⑬<br>子どもの健全育成 | ⑭<br>情報化社会の発展 | ⑮<br>科学技術の振興 | ⑯<br>経済活動の活性化 | ⑰<br>職業能力の開発・雇用機会 | ⑱<br>消費者の保護 | ⑲<br>活動への連絡・助言・援助・ | ⑳<br>都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
|----------|---------------|-----------|------------|------------|--------------------|--------------------|------------|-----------|-------------|-----------------|-----------|-------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-------------------|-------------|--------------------|--------------------------|
| NPO 法人   | 103           | 110       | 104        | 14         | 12                 | 87                 | 62         | 17        | 25          | 44              | 50        | 18          | 91            | 25            | 7            | 41            | 48                | 10          | 95                 | 1                        |
| ボランティア団体 | 143           | 73        | 77         | 31         | 16                 | 71                 | 57         | 11        | 27          | 35              | 30        | 21          | 127           | 18            | 4            | 18            | 21                | 9           | 25                 | 2                        |

（注）複数の分野で活動する団体があるため、団体数と分野別団体の合計数とは一致しない。

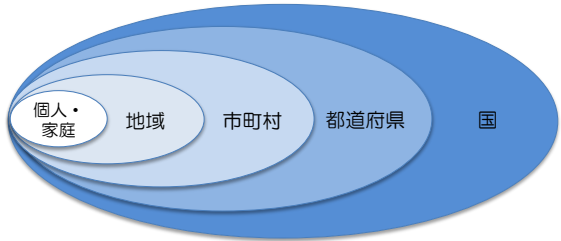
### （３）住民自治の拡充

今後の公共のあり方を検討する上で、参考となるのが補完性の原理です。補完性の原理とは、個人や家庭で取り組めることは個人や家庭が取り組み、個人や家庭が取り組めないことは地域が取り組み、個人・家庭や地域でも取り組めないことは行政が取り組むという考え方です（図表４）。

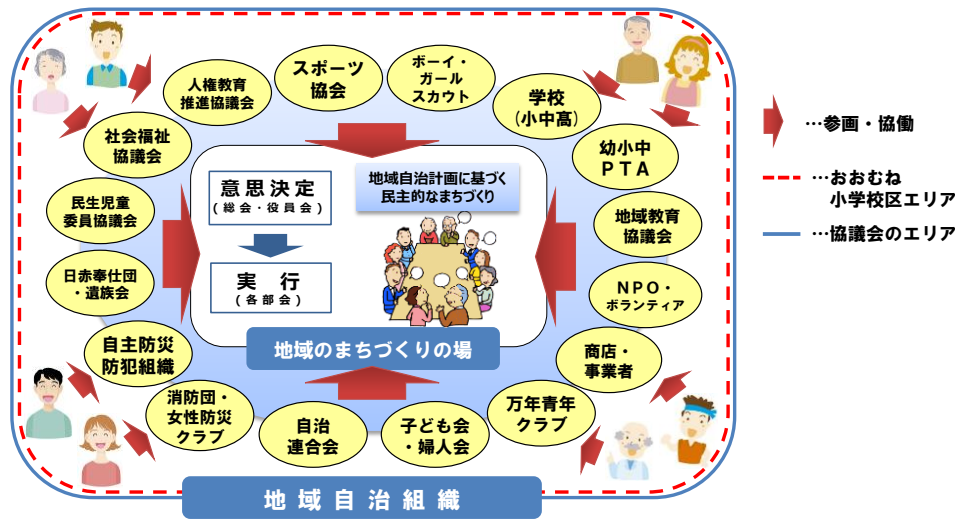
この原理に基づき、行政よりも市民にとって身近な生活圏である地域が主体となって、地域特性に応じたまちづくりを行うために、一定の区域を単位として、地域の課題解決に向けた取組を総合的・包括的に行う新たな地域自治組織が各地で立ち上げられ、地域特性や課題に合った自主的な活動が展開されています。

本市においても、地域のことは地域自らが決め、それを実行するための組織（図表５）の必要性から、今後は協働のパートナーとして、住民自治の拡充を図っていきます。

図表４ 補完性の原理イメージ



図表５ 地域自治組織の構成イメージ（一例）



## 2. 各主体の現状と課題

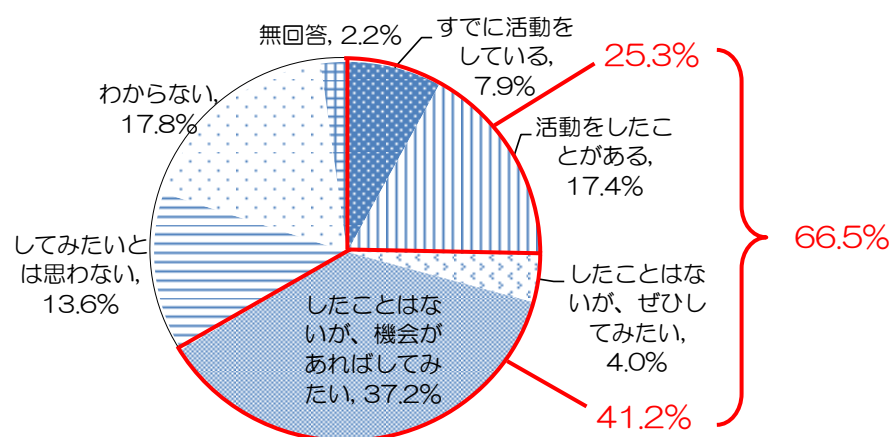
### (1) 市民

平成 26 年度に市内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 人を対象に実施した調査によると、ボランティア・NPO 活動に関して、「すでに活動をしている」「活動をしたことがある」と回答した人が合わせて 25.3% いることがわかります（図表 6）<sup>3</sup>。また、「したことがないが、ぜひしてみたい」「したことはないが、機会があればしてみたい」と回答した参加意欲のある人は合わせて 41.2% となっており、参加経験者と参加意欲のある人を合わせた数は 66.5% となっています。

一方で、地域の人との交流状況に関する問いに対し、「相談したり助け合ったりする」と回答した人は 26.0% で、「あいさつをする程度」の 62.3% と比べるとその半数にも満たない状況です（図表 8）<sup>4</sup>。

アンケートの結果から見ても、ボランティア・NPO 活動に対する潜在的な参加意欲を活動参加へとつなげる働きかけや、地域のつながりをさらに深めるような活動が必要であると考えられます。

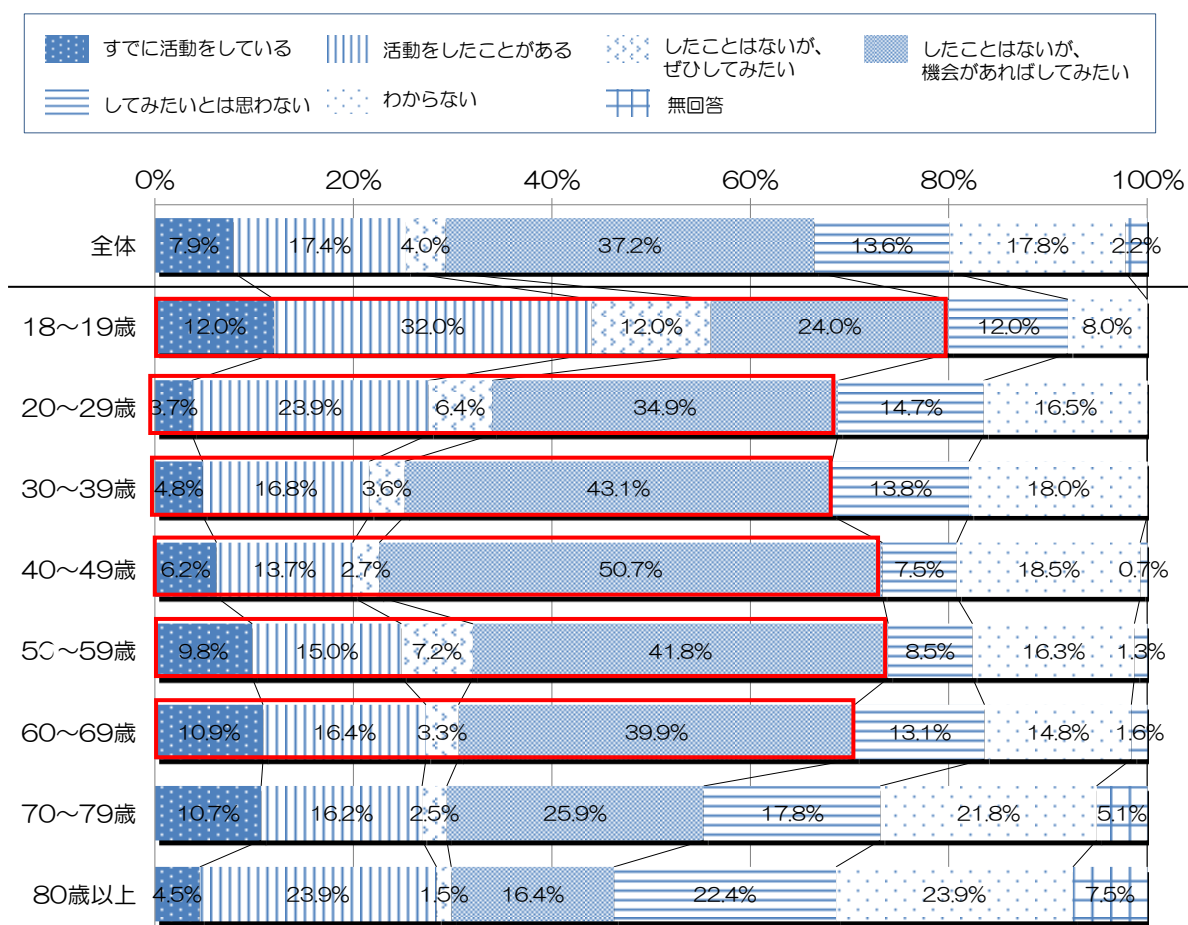
図表 6 ボランティア・NPO 活動への取組状況



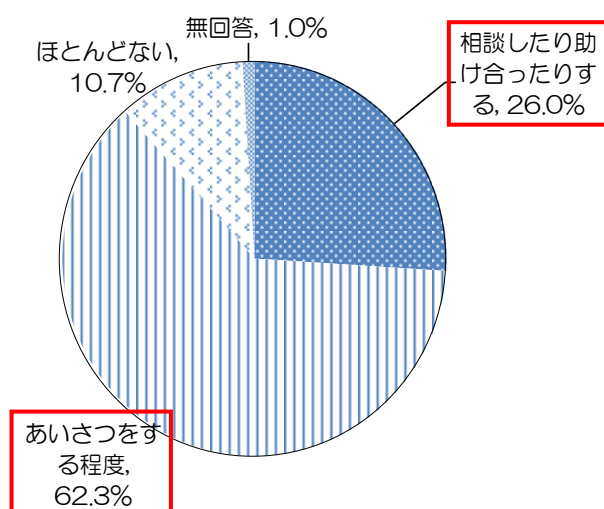
<sup>3</sup> 「奈良市のまちづくりに関する市民アンケート報告書」36～37 ページ

<sup>4</sup> 前掲 34～35 ページ

図表7 ボランティア・NPO活動への取組状況（年齢別）



図表8 地域の人との交流の状況





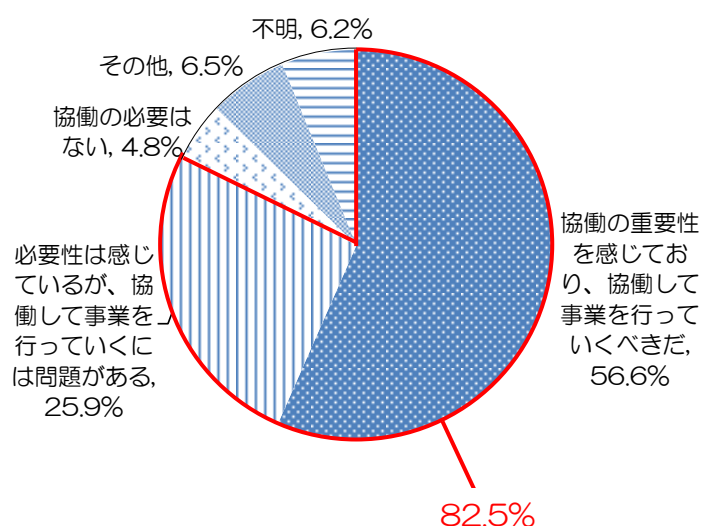
## （２）市民公益活動団体

市内に所在する市民公益活動団体を対象に実施した「地域コミュニティ実態調査報告書（平成 26 年度）」（対象 500 団体、回収率 83.4%）によると、82.5%の団体が他の団体との協働の必要性を感じていることがわかります（図表 9）。また、協働事業の効果については、73.9%の団体が「活動の活性化につながる」と回答しています（図表 10）。

一方で、他団体との協働の課題としては、「どのような事業が協働に適しているのかわからない」「協働で事業を進める時間的余裕がない」「他団体の活動内容や実績等がわからない」「協働する事業の予算が確保されていない」といった回答が 30%を超えています（図表 11）。

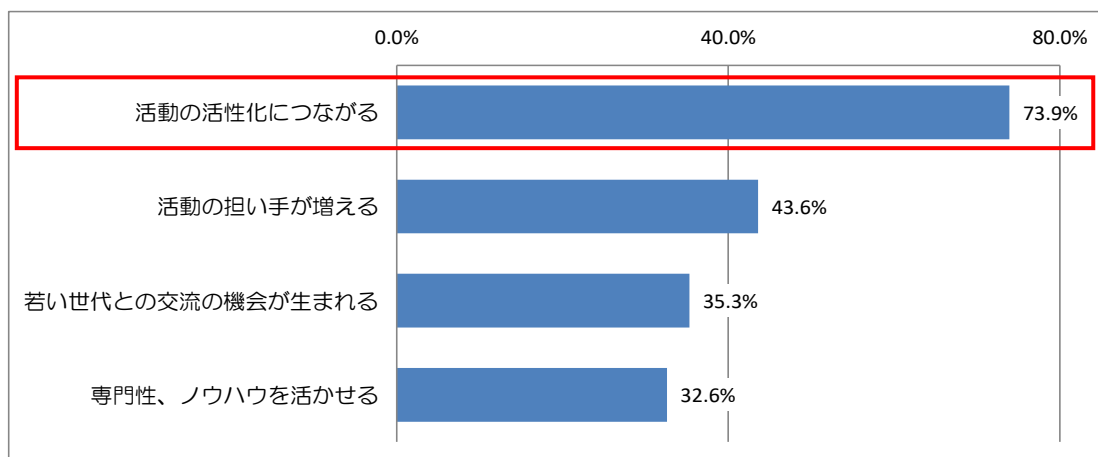
調査の結果から、多くの団体が協働の必要性やメリットを感じている一方、協働の方法がわからない、時間的な余裕がない、協働相手の姿が見えないといった課題を解決する必要があります。

図表 9 他の団体との協働意向



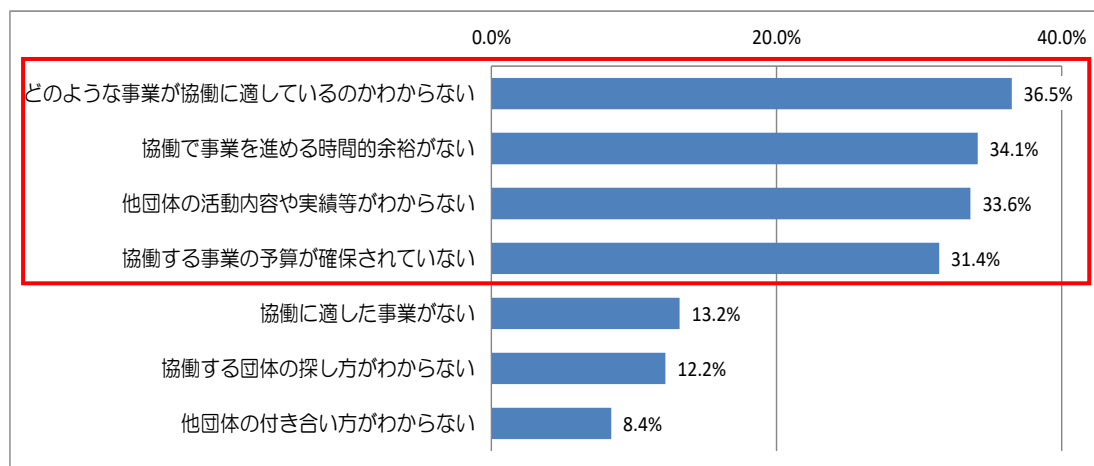
「地域コミュニティ実態調査報告書」77 ページ

図表 10 協働に期待する効果



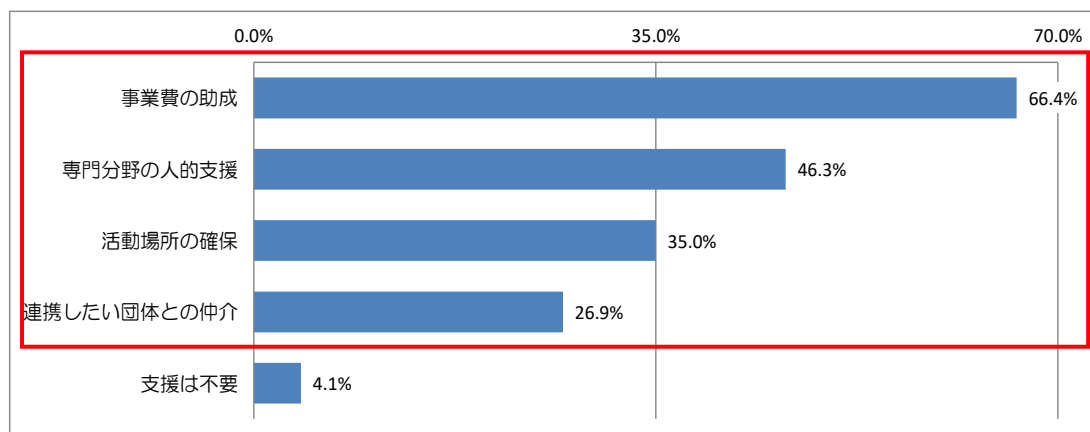
「地域コミュニティ実態調査報告書」79 ページ

図表 11 他団体との協働への課題



「地域コミュニティ実態調査報告書」83 ページ

図表 12 他団体との協働推進に有効だとと思われる行政支援



「地域コミュニティ実態調査報告書」85 ページ



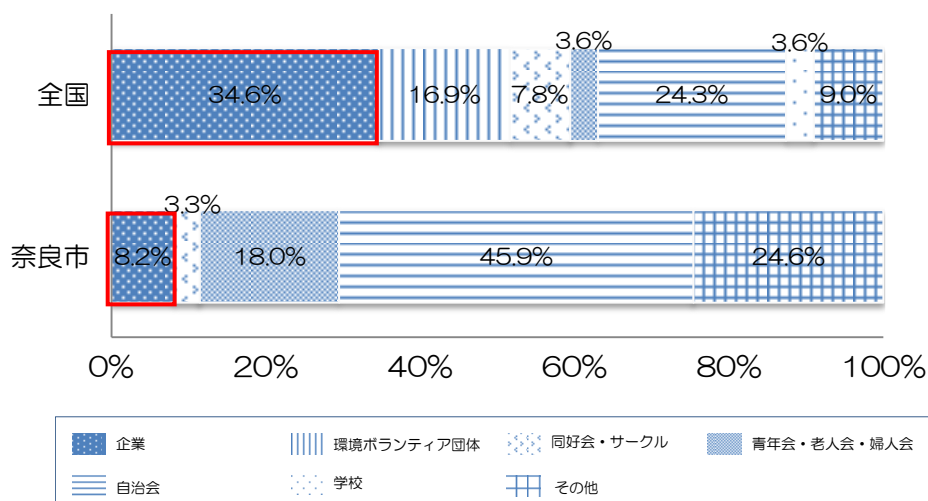
### （３）事業者

事業者は地域の経済の担い手であると同時に社会的責任<sup>5</sup>があり、地域のまちづくりの主体として、その専門性やノウハウを活かした社会貢献活動が期待されています。市内には12,675事業所があり<sup>6</sup>、中には本来の業務以外の清掃活動、自治会のイベント等への参加や寄附を通じ、地域と関わりを持っている事業者も存在します。

例えば本市のアダプトプログラム推進事業<sup>7</sup>には6つの事業者が登録し、清掃活動を行っています（平成27年12月現在）。しかし、平成26年に公益社団法人 食品容器環境美化協会が行った「アダプト・プログラム導入自治体調査」によると、全国ではアダプトプログラムに登録している団体のうち事業者の占める割合が全体の34.6%と最も割合が高いのに対し、本市では事業者の割合が全体の8.2%と低い状況にあります（図表13）。

今後はアダプトプログラム推進事業だけではなく、事業者に対する社会貢献活動への啓発を強化するとともに、社会課題や地域課題の解決に向け、市民や市民公益活動団体などとの協働の取組が進むような働きかけが必要であると考えられます。

図表 13 アダプトプログラム参加団体の構成



「アダプト・プログラム導入自治体調査」をもとに作成

<sup>5</sup> CSR (Corporate Social Responsibility) と呼ばれ、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者（ステークホルダー）からの信頼を得るための企業のあり方を指します。（経済産業省ホームページより）

<sup>6</sup> 平成26年経済センサス-基礎調査

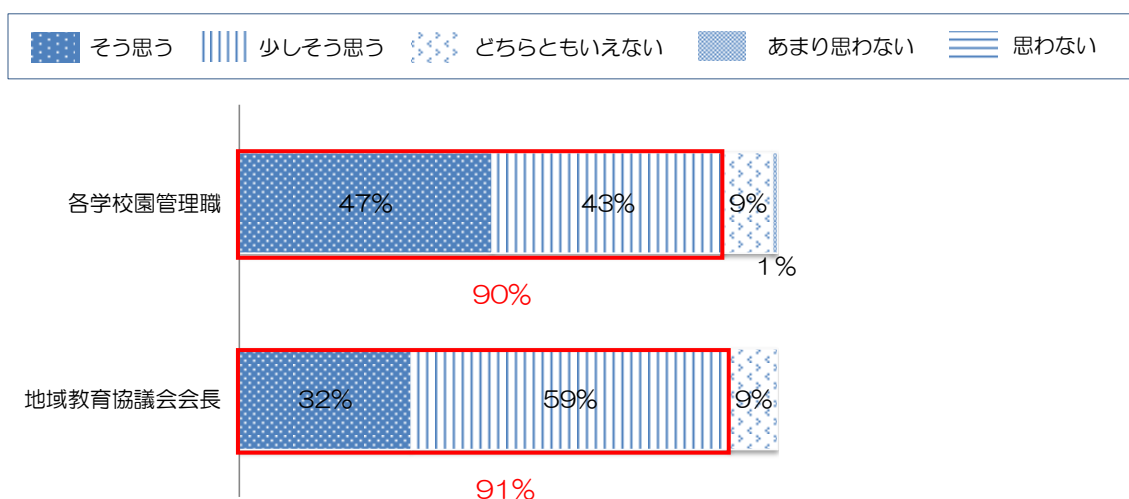
<sup>7</sup> アダプト (adopt) とは、「養子にする」という意味で、アダプトプログラムは里親制度と訳されます。地域の公共スペースを養子に見立て、市民が里親になって美化活動を行い、見守る制度です。本市では市が管理している道路や河川等の美化を進めるとともに、その活動を通して地域コミュニティの再生を図ることを目的に平成20年（2008年）から導入しており、現在69団体が登録されています（平成27年12月現在）。

#### （４）学校

平成 26 年度に実施した「奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果（報告書）」によると、地域連携の取組について、各学校園の管理職、地域教育協議会の会長ともに「効果的に行われるようになったと思う」「少し効果的に行われるようになったと思う」と回答した人が合わせて約 90%と高くなっています（図表 14）。また、地域住民のつながりについて、「生まれたと思う」「少し生まれたと思う」と回答した人が合わせて 80%以上となっています（図表 15）。地域教育推進事業の例から、学校が地域に根差し、連携・協働して地域のまちづくりが行われていることがわかります。

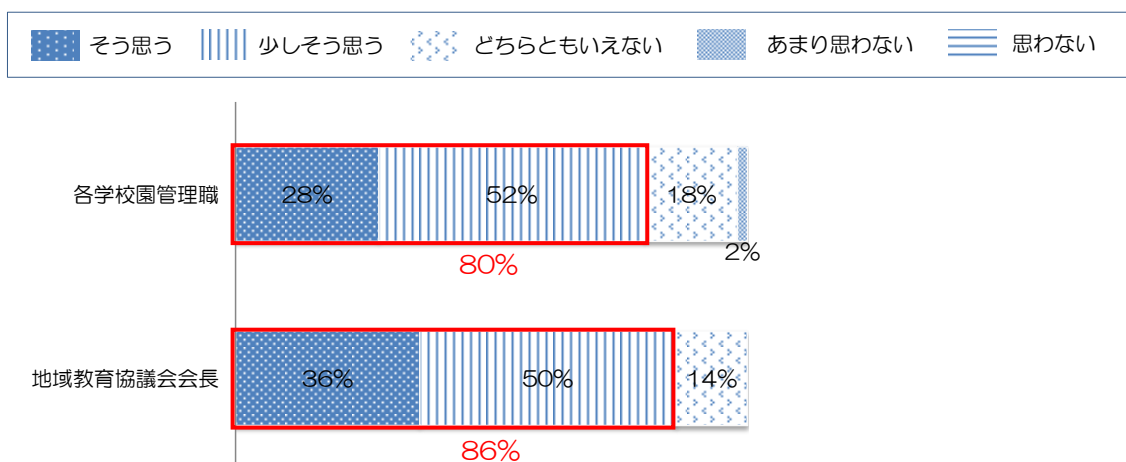
一方、事業の課題としては、「教職員の理解が不十分」といった回答が多くなっているほか、地域教育協議会の会長の 36%が「地域社会の理解・協力が不十分」という回答を寄せていることから、今後は既に形成されている学校と地域の協働の輪をさらに広げていく必要があると考えられます（図表 16）。

図表 14 地域連携の取組が効果的に行われるようになった



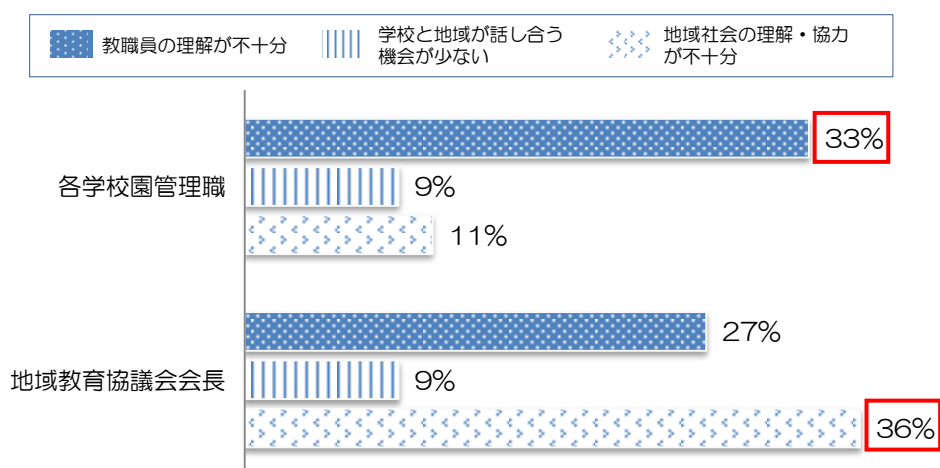
「平成 26 年度奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果（報告書）」をもとに作成

図表 15 地域住民のつながりが生まれた



「平成 26 年度奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果（報告書）」をもとに作成

図表 16 事業を実施しての課題



「平成 26 年度奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果（報告書）」をもとに作成

### 3. 第 1 次推進計画の取組

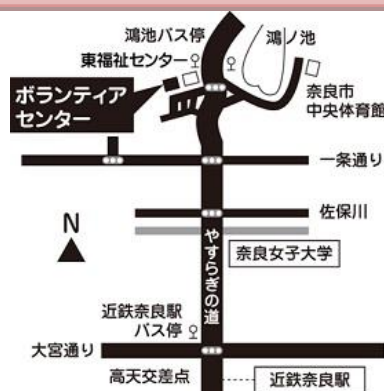
第 1 次推進計画では、各部署において実施計画の進捗を図るとともに、以下のような基盤整備を行う必要性について言及していました。そこで、第 1 次推進計画の総括として、基盤整備に向けた取組の成果をまとめました。

#### (1) 拠点施設の機能の充実

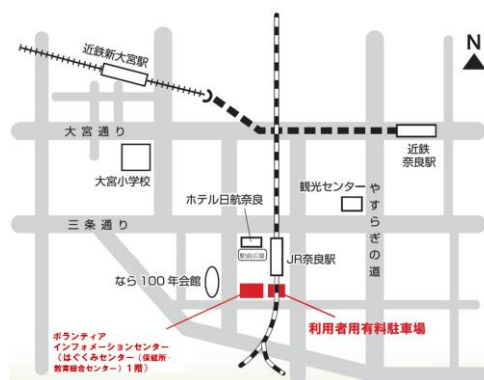
ボランティア活動や市民公益活動の拠点施設として、既にあったボランティアセンターに加え、平成 23 年には、はぐくみセンター(保健所・教育総合センター) 1 階にボランティアインフォメーションセンターを新たに開設しました。

ボランティアセンターでは主に福祉分野を中心とした相談・コーディネート業務を行い、ボランティアインフォメーションセンターでは、福祉分野を含め、さらに幅広く様々な分野の市民公益活動に対する相談・コーディネート業務を行うとともに、現在、この 2 つのセンターを核として、市民公益活動の主体となる人材の育成を図ることを目的とした各種講座の実施、会議室の提供、各種情報収集・発信などを行っています。

#### ボランティアセンター

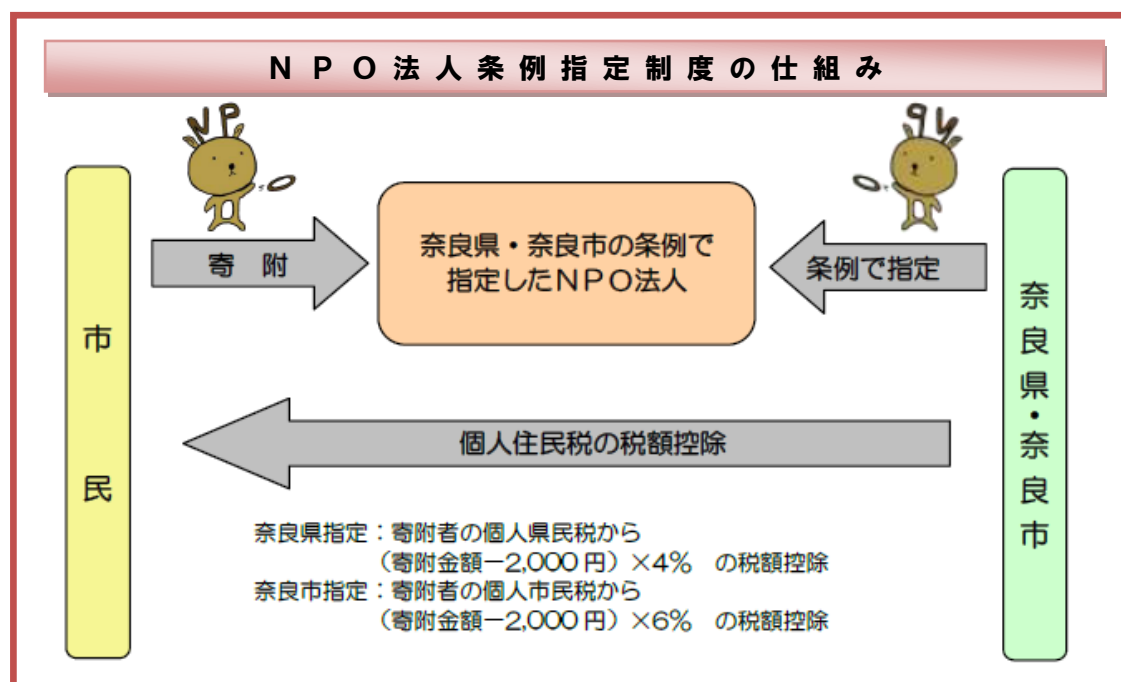


#### ボランティアインフォメーションセンター



## （２）市民公益活動への財政的支援

市民公益活動への財政的支援については、平成 23 年の国の税制改正によりこれまでの税制優遇措置を拡大し、寄附を促進する寄附税制改革関連法が成立したことを受け、市民公益活動を支援する仕組みとして検討を行いました。そこで、都道府県または市町村が条例において指定した NPO 法人に市民が寄附をした場合、個人住民税の税額控除が受けられる「NPO 法人条例指定制度」を導入し、平成 25 年 9 月には 6 団体、平成 27 年 10 月には 4 団体を指定しました。



## （３）生きがい情報総合ネットワークの構築

市民の皆さんが生きがいを持ち、健康で長生きできるまちづくりを実現するため、「ならいきいきネット」を構築し、文化、体育・スポーツ、ボランティア、生涯学習に関する情報を一元化し、発信しています。



#### （４）協働のための職員研修の実施

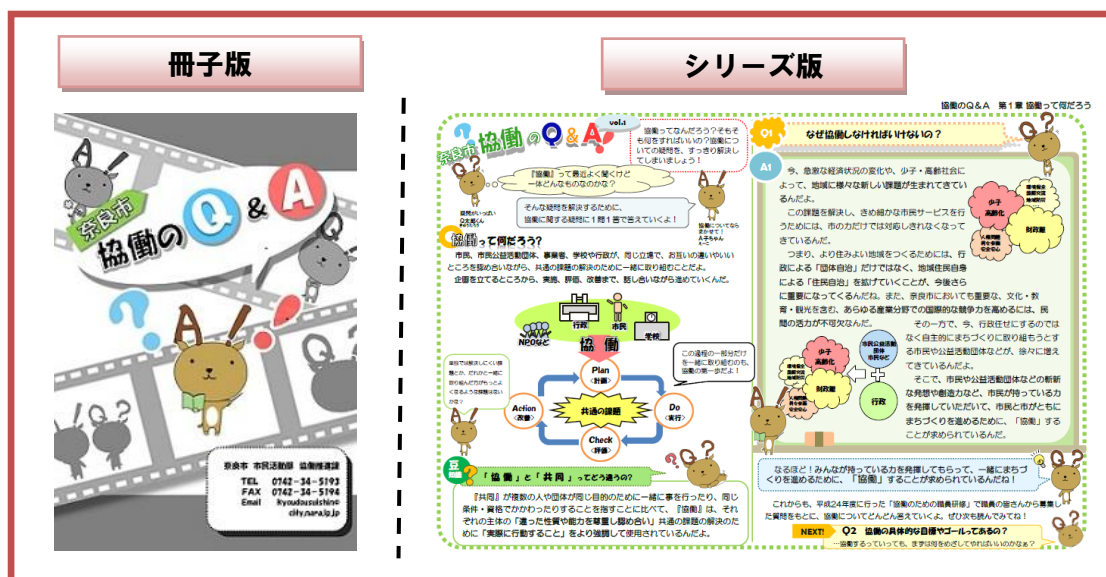
市民参画と協働によるまちづくりの推進を図るうえで、市民の意識醸成とともに、職員の意識向上を目的として、平成 20 年度から「協働のための職員研修」を実施しています。平成 23 年度まで全職員を対象とし、平成 24 年度から平成 25 年度は市民や市民公益活動団体と市職員が合同で研修を実施しました。平成 26 年度は職員を対象にファシリテーション<sup>8</sup>能力を養成する研修を実施しました。

| 年度             | 講師（敬称略）                                           | 対象                                                                    | 参加人数(人)       | 形式                                                          |
|----------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------|
| 平成20<br>(2008) | 新川 達郎<br>(同志社大学大学院総合政策科学研究科教授)                    | 全課長級職員                                                                | 106           | 講義形式での研修を2回に分けて実施した。                                        |
| 平成21<br>(2009) | 新川 達郎<br>中川 幾郎 (帝塚山大学名誉教授)<br>井上 芳恵 (龍谷大学政策学部准教授) | 係長級以上の職員                                                              | 611           | 講義形式での研修を7回に分けて実施した。                                        |
| 平成22<br>(2010) | 新川 達郎<br>中川 幾郎<br>井上 芳恵<br>秋葉 武 (立命館大学産業社会学部教授)   | 全職員<br>(現業職員、臨時・嘱託職員を除く)                                              | 1,546         | 職員一人一人の協働に関する意識を向上させることを目的に、講義形式での研修を17回に分けて実施した。           |
| 平成23<br>(2011) | 川北 秀人<br>(IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表)            | 全職員<br>(現業職員、臨時・嘱託職員を除く)                                              | 1,495         | 講義形式での研修を6回に分けて実施した。                                        |
| 平成24<br>(2012) | 川北 秀人                                             | ・市民、市民公益活動団体<br>・一部部局の係長級職員の半数<br>(現業職員、臨時・嘱託職員を除く)<br>・平成23年度研修未参加職員 | 429<br>(内50)※ | 市民公益活動団体、市民にも参加を募り、職員と合同で講義形式（全2回）・グループワーク形式（全2回）での研修を実施した。 |
| 平成25<br>(2013) | 川北 秀人<br>深尾 昌峰 (龍谷大学政策学部准教授)                      | ・市民、市民公益活動団体、<br>・管理職級市職員、係長級の職員                                      | 508<br>(内48)※ | 平成24年度に同じ                                                   |
| 平成26<br>(2014) | 中川 幾郎<br>川中 大輔 (シチズンシップ共育企画代表)                    | 管理職級市職員、係長級以下の職員                                                      | 460           | 管理職を対象に講義形式の研修（1回）を行うとともに、係長級以下の職員にファシリテーション研修（全3回）を実施した。   |
| 計              |                                                   |                                                                       | 5,155         |                                                             |

<sup>8</sup> ファシリテーション（facilitation）とは、話し合いや会議がスムーズに進行されるよう支援することをいいます。その役割を担う人をファシリテーター（facilitator）といい、話し合いの参加者を制御することなく、意見を自由に出してもらいながら、段階的に結論に到着できるようにすることがファシリテーターには求められます。

## （５）協働の手引きの作成

平成 24 年度に市民や市民公益活動団体と合同で実施した「協働のための職員研修」の中で出された協働についての質問をまとめ、『奈良市協働の Q & A』として編集しました。『奈良市協働の Q & A』は、61 の質問と回答を一冊にまとめた「冊子版」と、質問と回答を詳細に書いた「シリーズ版」の 2 種類を作成しました。『奈良市協働の Q & A』は市ホームページからダウンロードすることができます。





## 第3章 計画の推進

### 1. 基本的な考え方

本計画（計画期間平成 28 年度～平成 32 年度）は、条例に定める目的やまちづくりの基本理念・基本原則、また「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」において定めた協働の原則に基づき、新たな視点を加えたうえで、基本方針や施策の方向性を定め、取組を進めていきます。

#### （１）目的

個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とします。（条例第 1 条）

#### （２）基本理念

本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- （1）人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- （2）次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- （3）すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- （4）豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- （5）奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

（条例第 3 条）

#### （３）基本原則

前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

- （1）市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- （2）市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- （3）市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

（条例第 4 条）



#### (4) 協働の原則

##### ① 対等であること

お互いに上下の関係ではなくパートナーとして対等の関係を保とう。

##### ② 相互に理解すること

お互いの立場や特性を理解し尊重したうえで、それぞれの役割を明確にして協働の取組を行っていかう。

##### ③ 自主性を尊重すること

行政は、協働の相手のもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しよう。

##### ④ 自立化を進めること

依存や癒着の関係に陥ることのないよう、協働の相手が自立にむかうように協働を進めよう。

##### ⑤ 目的を共有すること

協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていかう。

##### ⑥ 補完しあうこと

両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担しよう。

##### ⑦ 公開すること

協働事業についてプロセスや結果等の情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことで、協働に対する市民の理解を得よう。

##### ⑧ 共に変わること

協働をとおしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識を持とう。

##### ⑨ 期限を決めること

協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことで、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつづけよう。

「ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針（平成18年）」より

## 2. 基本方針と施策の方向性

### (1) 基本方針

計画期間の5ヶ年で取り組むべき方向性として、3つの基本方針を定めます。

|              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| <b>基本方針1</b> | <b>市民参画及び協働の推進【施策 7-02-01】</b>      |
| <b>基本方針2</b> | <b>ボランティア・NPO活動の活性化【施策 1-01-02】</b> |
| <b>基本方針3</b> | <b>地域活動の推進【施策 1-01-01】</b>          |

※【 】は第4次総合計画後期基本計画における施策コード

### (2) 施策の方向性と取組

#### 基本方針1 市民参画及び協働の推進

地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化する中、様々な立場の人々の意見や考えを踏まえた上で市政を推進していかなければなりません。企画立案の段階から実施中、そしてその後の評価に至るまで、あらゆる段階において協働の手法を考え、実施することで、さらなる効果や結果が期待できます。

#### 【基本施策】

##### ① 審議会などへの市民参画の推進

政策立案の過程において、様々な形で市民が参画できる機会を作っています。例えば、審議会などの議論の場において幅広い分野からの意見を取り入れることを目的に、一部委員の市民公募を進めていますが、市民公募委員の割合は平成25年度時点で1.6%と低くなっています。この原因を分析するとともに、審議会などにおける市民参画のあり方について検討を行います。

##### ② 市の施策への市民の発案の反映

市の施策に市民の皆さんの意見を反映させるための機会の一つとして導入しているパブリックコメントの手続きを、引き続き実施していきます。また、若い世代は市政に関する情報を奈良市ホームページや奈良市公式フェイスブック・ツイッターから入手していることが比較的多いため<sup>9</sup>、幅広い世代へ情報を発信する際には、しみんだよりに加え、このようなSNS<sup>10</sup>等の情報媒体も積極的に活用します。

<sup>9</sup> 前掲報告書（19～20ページ）によると、奈良市ホームページは30～39歳で最も利用されており33.5%で、40～49歳（27.4%）、18～19歳（20.0%）、20～29歳（19.3%）と続きます。奈良市公式フェイスブック・ツイッターは18～19歳で最も利用されており12.0%で、40～49歳（4.1%）、30～39歳（3.0%）、20～29歳（2.8%）と続きます。

<sup>10</sup> ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことをいいます。

③ 総合的・計画的な推進

市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に推進するとともに、推進にあたっては行政だけではなく、市民や市民公益活動団体、事業者、学校など各主体にも計画が共有されるように努めます。

## 基本方針 2 ボランティア・NPO活動の活性化

社会課題や地域課題が多様化・複雑化する昨今において、行政によるきめ細かなサービスの提供が難しい社会課題に対し、特段の問題意識を持ってその改善・解決に向けて取り組んでいるボランティアやNPOが数多く存在しています。

一方で、ボランティア・NPO活動を行う団体の多くが、会員の不足や高齢化、財源及び活動場所の不足などの課題を抱えているのも事実です。

ボランティア・NPO活動は市民の興味・関心等から自主的に行われる活動ではありますが、その活動は社会・地域の課題や市民ニーズに応えるものであり、市としてはその活動を支援する必要があると考え、地域課題や市民ニーズを把握するとともに、市民公益活動団体への情報提供、活動の主体となる人材の育成、活動場所の提供を行っていきます。

### 【基本施策】

#### ① 市民や市民公益活動団体と行政との役割分担の構築

実施計画において、各事業をPDCAサイクルに基づき進めていますが、各段階において協働の相手と十分な意見交換が行われていない事業があることから、今後は行政と協働相手との意見交換や情報共有の機会の増加に取り組めます。

#### ② 市民公益活動団体への積極的な情報提供

ボランティア・NPO活動の情報等を市民公益活動団体に積極的に提供するとともに、より効果的・効率的な情報共有に努めます。具体的には、活動に役立つノウハウ等を学ぶ研修・講座の開催案内や補助金・助成金関連、あるいは先進的な事例などの情報を、ホームページやブログ、SNSなどを有効活用して発信するとともに、市民公益活動団体からの情報収集や情報共有にも努めます。

また、市民公益活動団体など各主体がお互いの活動内容についての情報を共有できる機会を設けます。具体的には、市民公益活動団体を対象とした情報交換会やサロンなどを開催し、お互いの得意分野や課題などを知ること、協働のチャンスを生み出します。

#### ③ 市民公益活動の主体となる人材の育成

ボランティアインフォメーションセンターやボランティアセンターにおいて、市民公益活動の担い手の育成に資することを目的とした講座を開催し、人材のさらなる育成に努めます。特に現役世代や退職者が、仕事で培った専門スキル等をプロボノ<sup>11</sup>として活かせるような働きかけを行っていきます。

<sup>11</sup> ラテン語の「Pro Bono Publico」の略で、「公共善のために」という意。自分の専門的スキル等を活かして、金銭的報酬ではなく社会貢献のために行うボランティア活動をいいます。（『平成 23 年版 情報通信白書』145 ページ）

④ 協働型社会に向けた意識づくり・環境づくり

平成 20 年から「協働のための職員研修」を実施し、職員の意識向上に取り組んできましたが、平成 24～25 年度に市民や市民公益活動団体と合同で研修を行ったように、今後は市民や市民公益活動団体、事業者、学校など幅広く参加を募り、共に学ぶ機会を設けます。

また、寄附文化のさらなる醸成を目的として、NPO 法人条例指定制度の指定団体を募集し、団体数をさらに増やすとともに、市民への P R にも取り組みます。

⑤ 市民公益活動の拠点となる施設の運営

市民公益活動の拠点として、ボランティアセンターやボランティアインフォメーションセンターを引き続き運営します。現在、両センターでは会議室などの提供やロッカー・メールボックスの貸出など、ボランティア活動の拠点として運営していますが、さらに利用者にとって快適で使いやすい施設になるよう改善を図ります。

⑥ 市民公益活動へのきっかけづくりと推進

奈良市ポイント制度を構成するポイントのうち、ボランティアに関する市の事業に参加した際に付与されるボランティアポイントを活用することで、市民のボランティア活動へのきっかけづくりや活動の推進を図ります。

あわせて、今後はボランティアポイントの拡大・拡充について検討していきます。

### 基本方針 3 地域活動の推進

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。その一方で、さまざまな地域課題に対応するため、地域コミュニティの重要性は高まりつつあります。

例えば、災害時の救助活動、防犯や子どもの見守り、地域における高齢者福祉など、地域コミュニティに期待される役割は枚挙にいとまがありません。

市としては、まちづくりに欠かせない存在である地域コミュニティと、その活動に対して多様な支援を行うとともに、協働を進めることでまちづくりを推進していきます。

#### 【基本施策】

##### ① 市民の地域コミュニティの一員としての意識向上

防災・防犯、高齢者福祉など、重要な役割を担う地域コミュニティ活動に対する理解を深めるために、市民への啓発に努めます。

また、地域における基礎的なコミュニティである自治会の活動をはじめとした、地域コミュニティ活動への参加を促進するため、多様な手法による情報提供を行います。

##### ② 地域コミュニティ活動の拠点となる施設の整備

地域コミュニティ活動を行う上で、拠点となる施設が必要とされていることを踏まえ、地域ふれあい会館に代表される拠点施設が整備されていない地区においては、公共施設の空きスペース等を拠点として有効活用するなど、地域コミュニティ活動の支援策を検討していきます。

##### ③ 地域における新たな協力・連携の仕組みの構築

地域には、自治会をはじめとする地縁により組織された団体があり、それぞれが課題の解決に向けた活動に取り組んでいます。しかし、自治会における会員数の減少、高齢化による担い手不足といった団体が抱える課題や、市民ニーズの多様化・課題の複雑化といった社会状況の変化を受けて、地域で活動している諸団体がこれまで以上に連携を深めるとともに、NPOや事業者とも協力し、地域が一体となってまちづくりを行っていくという機運が高まっています。

市は、そのための仕組みである地域自治組織の設立に向けた支援を行い、住民自治の拡充を図っていきます。

## 資料

### 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

平成 21 年 6 月 25 日

条例第 34 号

#### 目次

##### 前文

##### 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

##### 第 2 章 まちづくりの基本理念等（第 3 条・第 4 条）

##### 第 3 章 市民等の役割及び市の責務（第 5 条－第 9 条）

##### 第 4 章 市民公益活動の推進（第 10 条－第 12 条）

##### 第 5 章 市政への参画及び市との協働（第 13 条－第 17 条）

##### 第 6 章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第 18 条）

##### 第 7 章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第 19 条）

##### 第 8 章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第 20 条）

##### 第 9 章 条例の検討（第 21 条）

##### 附則

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切に  
し、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してき  
ました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新  
しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市  
民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力  
を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かして  
いくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な  
住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図る  
ための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者  
及び学校が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれ  
ぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性  
豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将

来に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (7) 市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

## 第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。



(5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

(まちづくりの基本原則)

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

(1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。

(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。

(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

### 第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。

- 4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

#### 第4章 市民公益活動の推進

(情報の収集及び共有)

- 第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

- 2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(学習機会の提供等)

- 第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の機能の充実)

- 第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

#### 第5章 市政への参画及び市との協働

(市政への参画の機会等)

- 第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市民参加の方法及び実施)

- 第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

- 2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

- 3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及

び学校の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

#### 4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

#### 第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。

4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直さなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

#### 第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

#### 第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必

要に応じて市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 9 章 条例の検討

### (条例の検討)

第 21 条 市は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。  
(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員 | 日 額 10,000 円 |
|------------------------|--------------|

## 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿

平成 2 8 年 4 月 1 日現在

|     | 氏名     | 職名                                          |
|-----|--------|---------------------------------------------|
| 会長  | 澤井 勝   | 奈良女子大学名誉教授                                  |
| 副会長 | 中川 幾郎  | 帝塚山大学名誉教授                                   |
| 委員  | 伊藤 俊子  | 奈良市女性防災クラブ連合会 会長                            |
| 委員  | 辻中 佳奈子 | 弁護士                                         |
| 委員  | 中川 直子  | (株) 奈良シティエフエムコミュニケーションズ<br>(ならどっと FM) 代表取締役 |
| 委員  | 中口 則弘  | 奈良市自治連合会 副会長                                |
| 委員  | 福尾 和子  | 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 事務局長                      |
| 委員  | 室 雅博   | (公社) 奈良まちづくりセンター理事                          |
| 委員  | 渡邊 新一  | 会社役員                                        |

敬称略 五十音順

## 奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会 設置要領

### （目的及び設置）

第 1 条 持続的発展可能な住みよいまちの実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の団体と相互に連携して、まちづくり、地域づくりを総合的かつ効果的に推進するため、奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （組織）

第 2 条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民活動部担当副市長をもって充てる。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

### （会議）

第 3 条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

### （幹事会）

第 4 条 検討委員会に、その所掌事務の細部にわたる事項についての調査研究及び素案の作成等検討委員会会議の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

3 幹事長は、協働推進課長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を総理し、必要に応じ、会議を招集する。

5 幹事長は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

### （部会）

第 5 条 幹事会会議の円滑な運営及び具体的なテーマに即して所掌事務に当たるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 部会にリーダー及びサブリーダーを置き、部会の構成員の互選によりこれを定める。

4 リーダーは、部会を総理し、幹事長への報告を行うものとする。

- 5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 検討委員会の庶務は、協働推進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 17 日から施行する。

(奈良市協働のための庁内推進会議設置要領の廃止)

- 2 奈良市協働のための庁内推進会議設置要領(平成 22 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日改正)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日改正)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

## 検討委員会委員

|         |         |
|---------|---------|
| 副市長     | 保健福祉部長  |
| 教育長     | 保健所長    |
| 企業局長    | 子ども未来部長 |
| 法令遵守監察監 | 環境部長    |
| 消防局長    | 観光経済部長  |
| 危機管理監   | 都市整備部長  |
| 総合政策部長  | 都市整備部理事 |
| 総務部長    | 建設部長    |
| 総務部理事   | 会計契約部長  |
| 財務部長    | 教育総務部長  |
| 市民生活部長  | 学校教育部長  |
| 市民活動部長  |         |
| 市民活動部理事 |         |

別表第 2（第 5 条関係）

## 幹事会構成員

|         |         |
|---------|---------|
| 秘書課長    | 観光戦略課長  |
| 総合政策課長  | 都市計画課長  |
| 人事課長    | 土木管理課長  |
| 財政課長    | 指導監察課長  |
| 市民課長    | 消防局総務課長 |
| 協働推進課長  | 教育政策課長  |
| 福祉政策課長  | 教育総務課長  |
| 子ども政策課長 | 学校教育課長  |
| 医療政策課長  | 企業総務課長  |
| 廃棄物対策課長 |         |